

2015. 1
通巻 第129号

えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultant

道後平野



あいさつ

愛媛県社会保険労務士会会長 1
全国社会保険労務士会連合会会長 2
四国厚生支局長 3
愛媛労働局長 4
日本年金機構四国ブロック本部長 5

理事会だより 6

新入会員紹介 21

社会保険労務士倫理綱領 23



愛媛県社会保険労務士会



新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会長 横本 恭弘

新年にあたり年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、平素より愛媛県社会保険労務士会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、世界経済は緩やかな成長が続きましたが、アメリカの量的緩和終了の影響、原油価格下落の資源国に及ぼす影響など、多くのリスク要因も抱えており、不透明感も強まっています。日本経済は、大手企業が史上最高の利益を上げる一方、地域や中小企業にとっては原材料高や消費低迷、採用難など厳しい状況が続き、景気の二極化が進んできています。

企業経営も働く職場環境も様変わりする中で、社会保険労務士業務への要請も大きく変貌を遂げています。社会保険労務士業務は、昭和43年6月制定の社会保険労務士法によって国家資格として制度化され「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的」として制度創設から一昨年45周年を迎え、昨年50周年ビジョンとして「地域からアテにされ、信頼される社会保険労務士として認知されている」を掲げさせていただきました。

昨年、第8次社会保険労務士法改正が、秋の第187回臨時国会において実現しました。この改正により、①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社会保険労務士法人の設立等、大幅な制度改善が図られることとなりました。

このように、ますます、社会保険労務士業務の重要性が増し、会員一人ひとりの資質の向上が求められてきます。そういう中で、今年度は各委員会で活発な活動を展開していただき、とりわけ、研修については今までにない内容で研修を行っていただき、昨年の必須研修会においては過去最高の出席者でした。必須研修会の冒頭で職業倫理についても研修をさせていただきましたが、今年は更にこの点について研修を充実させていただきます。

会長就任からまだ、1年半余りですが「社会保険労務士業務を通して、企業の健全な発展と福祉の向上に寄与する」という使命で、50周年ビジョンの実現に向けて、今年度の事業計画にある①社会保険労務士制度推進、②社会保険労務士の社会貢献、③行政及び関係団体等との連携、④広報、⑤専門能力等の向上及び研修、⑥愛媛会の組織強化及び会員支援、⑦事務局体制の整備の各事業を推進しています。

この事業推進に関しまして、会員の皆様のご理解とご支援により、また、事務局職員の皆様の献身的な支えにより、力強く・着実に事業を進めていただいていることに心より感謝申し上げます。

年の初めにあたり、会員の皆様とともに、今後とも経済社会・地域社会のニーズに的確に応え、アテにされ信頼をいただける人事労務分野、社会保障分野の専門家団体でありたいと願い、そのための研鑽を怠らず「往く道は精進して、忍びて終わり悔いなし」をつよく願って、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

横本会長をはじめ、愛媛会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生から3年が経過しましたが、被災地では今もお多くの方々が大変な生活を余儀無くされるなか、広島での集中豪雨による土砂崩れ、御嶽山の噴火や長野県北部での地震をはじめ、台風による各地の風水害等、大きな自然災害が多発しました。被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、連合会では、かねてから最重点課題としてまいりました第8次社労士法改正が、全国社会保険労務士政治連盟との連携の下で、昨年秋の第187回臨時国会において実現しました。この改正により、①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人の設立等、大幅な制度改善が図られることとなりました。本改正は、社労士制度創設50周年に向けた大きな飛躍の足掛かりとなるものであり、ご協力いただきました皆様方には厚く御礼申し上げます。

また、法改正と並行して、「社労士制度推進戦略室」の活動方針である「5つの基本的スタンス」を柱として、様々な活動を行ってまいりました。

まず、「社労士のビジネス領域の拡大」については、医療機関における勤務環境改善への意識の高まりを受け、『医療労務コンサルタント研修』制度を創設し、すでに全国で3,000人以上の方が修了されました。本年は、コンサルタントのさらなる質的向上・量的拡大を図り、医療機関における社労士へのニーズの高まりに対応してまいります。また、医療介護総合確保促進法が成立し、今後ますます医療機関と介護事業者との地域における連携が強くなることが想定されることから、介護業界のニーズに対応するための取組みを積極的に推進してまいります。

昨年11月には、社労士が企業の労務管理について確認・診断を行い、その結果を一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する「サイバー法人台帳ROBINS」に公表する「経営労務診断サービス」を全国で開始しました。会員の皆様には、新たなビジネスとして積極的な取組みをお願いいたします。

第二に「社労士の社会貢献活動」については、学校教育における出前授業を38の都道府県会が実施しました。また、全国75箇所の街角の年金相談センター・オフィスにつきましては、昨年4月から日本年金機構との間に5年間の業務委託契約が締結され、年金の分野においてもますます社労士の活躍が期待されております。

第三に「社労士の業域保全」では、改めて就業規則作成業務は社労士の独占業務であることを文書で内外に発信する等、業務侵害の未然防止に向けた取組みを強化いたしました。今後も業務侵害行為に対しては毅然とした対応を行ってまいります。

第四に「広域的な広報活動の展開」では、『国民年金法施行令等の一部を改正する政令案』に関する会長見解など、社労士が関わるべき政府の政策等に関して、見解発表等をタイムリーに行うとともに、社労士のキャッチコピーの作成、「社労士の日」の全国一斉無料電話相談会など、更なる知名度の向上とブランド力の確立に向けた取組みを行いました。

最後に「国際化事業」につきましては、公的社会保障制度導入を進めるインドネシア共和国において社労士制度が高い評価を受けていることから、世界に社労士制度の有用性を広めていく契機として、同国における社労士制度の導入支援により一層積極的に取り組んでまいります。

末筆になりましたが、本年が愛媛会の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



新年御挨拶

四国厚生支局長
野 口 尚

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、厚生労働行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご案内の通り、「社会保障と税の一体改革」における消費税10%への引き上げは、10月からの実施を1年半先送りするとの決断がなされました。そのため、4月から開始される子ども子育て新制度への対応、年金の受給資格期間短縮や低年金者への福祉的な給付実施の可否などの課題を含め、来年度予算編成が進められましたが、今後は、国会の場で、具体的な方向性が決められていくこととなります。ただし、消費税8%引き上げの時点で、既に3兆円以上の巨費を投じる基礎年金の半分の恒久的国庫負担化が実現し、4月を最終段階とする、いわゆる特例水準の解消とあわせて、平成16年改正で目指した年金財政のフレームワークが一定の完成に至り、制度の安定化が大きく進んだことは強調したいと思いますし、引き続き一体改革の趣旨についてご理解をいただくべく努めます。

また、4月からは、年金記録の訂正手続きの創設に伴い、当支局に新たな組織も設けられます。さらに、特例水準の解消に加えて、初のマクロ経済スライド実施の可能性もあります。その後、10月には被用者年金の一元化という大改正も控えており、これらの円滑な運用に精一杯取り組む決意です。

医療保険制度につきましては、1月からの高額療養費の見直しなど、給付と負担の在り方が見直されつつありますが、さらに、医療・介護の提供体制改革を踏まえつつ、国民皆保険制度の堅持に向かって、国保保険者や財政支援の在り方など、医療保険制度全体を通じた改革議論が本格化しております。検討成果の多いことを大いに期待しております。

こうした制度改革も含め、年金・医療保険制度を円滑に運営するためには、何よりも国民の皆様の正しい理解と信頼が不可欠です。皆様との連携の下で「地域年金展開事業」の充実強化を図りつつ、日本年金機構とともに基幹業務に注力し、信頼のバロメーターである国民年金保険料の納付率向上を図ってまいります。また、年金委員に続き、昨年、健康保険委員の大臣表彰が実現できたことは朗報でした。病気やけがに苦しむ人々に思いを致し、関係者と気持ちを一つにして医療保険制度の的確な運営に努めてまいります。

以上申し上げましたような制度の施行、信頼回復の取組は、皆様のお力なくしてあり得ません。本年も是非、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年を迎えられ、愛媛県社会保険労務士会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、新春の挨拶とさせていただきます。



年 頭 所 感

愛 媛 労 働 局 長
天 野 敬

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の雇用失業情勢につきましては、求人が増加基調で推移し、有効求人倍率が平成25年10月以降13か月連続で1倍を超えて、比較的高い水準で推移するなど、全体としては改善の動きが進んでいるものの、依然として正社員求人倍率が低いことなどから、今後の動向を注視する必要があります。

国では、「日本再興戦略」改訂2014において、「活力ある日本の復活」に向け、国民一人ひとりが豊かさを実感できるような社会を目指した取組を本格化しております。

このような中、愛媛労働局では、平成27年におきましても引き続き、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政が一体となって、あらゆる人が社会で活躍し、その可能性を発揮できるよう地方自治体とも連携しながら各施策に取り組む所存でございます。

まず、雇用の分野では、「全員参加の社会」の実現のため、すべての人たちが能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、円滑な再就職の支援、多様な働き方の支援、若者・女性に対する就職支援、高齢者・障害者の雇用対策、就職困難者への就職支援、地域のニーズに即した公的職業訓練の展開などにより雇用の安定に積極的に取り組むこととしております。

次に、労働環境の整備に関しては、過労死等防止対策推進法の施行も踏まえ、「誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現」を目指し、過重労働による健康障害の防止や賃金不払い残業の撲滅など法定労働条件の履行確保・改善対策、労働者の安全とメンタルヘルスを含む健康確保対策を推進してまいります。

更には、平成27年4月から改正パートタイム労働法と改正次世代育成支援対策推進法が施行されることとなっており、これら改正法の周知に努めるとともに、パートタイム労働者が労働条件について納得性を高め、意欲をもって仕事に取り組むことができ、また、男女とも仕事と家庭を両立しながら、安心して働き続けることができる職場環境の整備に向けて、法の履行確保に積極的に取り組むこととしております。

愛媛労働局では、総合労働行政機関としての総力を結集し、種々の施策に取り組んでまいりますので、引き続き、労働行政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、愛媛県社会保険労務士会の益々のご繁栄と会員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

日本年金機構四国ブロック本部
本部長 竹村 英機

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、よき年始をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より年金事務所における年金相談委託窓口の実施など、当機構の事業運営に対しまして日頃より多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当機構は、平成22年1月に設立されてから6年目に入り、昨年4月から第二期中期計画に基づく事業運営が始まりました。

その中でも特に「基幹業務の再構築」として、厚生年金、国民年金の適用、徴収、年金給付、相談業務などの基幹業務についてその推進に努めていくこととしております。とりわけ、厚生年金の適用促進対策として、未適用事業所の調査・加入指導につきましては、昨年来集中的に取り組んできております。

本年においては、国税庁と連携しての対応を進めることとしており、幅広く活動を展開してまいります。また、年金相談についても制度改正に対応しつつ、懇切丁寧な相談サービスを充実させるとともに、年金制度の内容を正しく理解していただくために、「地域年金展開事業」として教育現場や地域、企業に向けて、積極的な広報を実施してまいります。

このように、当機構が適正な事業運営を行うためには、何よりも事業主や被保険者の皆様にご理解いただき、各種届出を適正に行い保険料を確実に納入していただくことが不可欠です。

社会保険労務士の皆様には、日頃より事業主、被保険者の皆様の良きパートナーとして、ご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げますとともに、引き続きご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

また、一連の年金制度改正については厚生年金・国民年金の保険料から年金給付に至るまで、改正内容も多岐にわたっております。私どもといたしましては、様々な機会を捉えて周知・広報に取り組んでまいりますが、皆様におかれましても、年金制度改正の円滑な実施に向けまして、ご理解、ご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

結びに、愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様の今後ますますのご発展並びにご健勝を祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

理事会だより**〔理事会〕**

※平成26年11月21日(金) 県会事務局会議室において、第220回理事会を開催した。

- 1 「お仕事フェスタ2015」の協賛並びに職業ガイダンスブースへの講師派遣について
- 2 「愛媛マラソン」大会プログラムの協賛について
- 3 平成26年度の出前授業について
- 4 各委員会・支部報告

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成26年11月21日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報について

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※平成26年11月4日(火)
※平成26年12月11日(木)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

〔財務委員会〕

※平成26年10月30日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成26年度上半期の予算執行状況について

〔事業委員会〕

※平成26年12月8日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 講師派遣について
- 2 平成27年度専門業務登録希望者の調査票

〔研修委員〕

※平成26年10月29日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 11月12日必須研修会について
- 2 倫理研修について
- 3 新人研修について
- 4 第2回必須研修について

※平成26年12月12日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 倫理研修、新人研修、必須研修会について
当日のスケジュール、準備について

※平成27年1月7日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 新人研修、必須研修会の研修内容について

支部だより**〔東予支部〕**

※平成26年10月24日(金) 東予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 レーイグラッツェふじ(新居浜)

内 容

- 1 第三者行為災害の特殊ケースの対応及び書類の提出時期、注意点等について
特別加入者の加入要件及び申請書類の留意点等について
- 2 離職票における離職理由記載の留意点
適用事業所設置、各種変更、取得遡及時の留意点及び添付資料

〔中予支部〕

※平成26年10月9日(水) 第2回中予支部会及び研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山

内 容

- 1 第三者行為災害について
- 2 第三者行為による傷病における保険給付
- 3 おさえておきたい在職老齢厚生年金・遺族年金

※平成26年11月6日(水) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 10/9開催の支部会・支部研修会について(振り返り)
- 2 支部厚生事業について
- 3 各委員会からの報告・連絡事項

〔南予支部〕

※平成26年10月2日(水) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八(八幡浜)

内 容

- 1 平成26年度事業について
- 2 労働関係研修会について
- 3 厚生事業について

中国・四国地域協議会の動き

※平成26年11月7日(金)

中国・四国地域協議会(徳島県開催)

社会保険労務士制度推進月間無料相談会

中予支部 田 淵 美 紀



平成26年10月26日(日)、社会保険労務士業務全般に関する無料相談会が開催されました。

今年は県内5カ所で総勢28人の会員が協力し開催となりました。東予支部は2か所（イオンモール新居浜、フジグラン今治）、中予支部は2か所（イオン松山店、フジグラン松山）、南予支部は1か所（オズメッセ21）での開催で、全体で40件の相談がありました。

私が参加させていただいたフジグラン松山での相談会場では開催開始時刻になるとすぐに広告を片手に相談に

来られた方、資料なども準備され具体的な対応を相談されに来られた方がいらっしゃいました。そのため相談対応する会員が間に合わずお待ちいただく場面もあるほど人気のある相談会となりました。また相談内容も事業主による就業規則の改定に関する相談や、障害年金の請求など高度で専門性の高い相談がありました。社会保険労務士の業務内容が広く認知され、社会に必要とされていることを改めて実感いたしました。

ご参加、ご協力いただいた会員の皆様に感謝し、報告といたします。

みんなの生活展2014に参加して

中予支部 鈴木 正 幸



平成26年10月18日、19日の2日間、大街道商店街において標記イベントが開催されました。他団体も含めて80近い団体のブースを市民がビンゴスタンプを貯めながら回ります。そして、各ブースで用意されたクイズに答えたり、展示販売物を見たりします。社会保険労務士会でも年金クイズを行いました。

私は、半日の参加でしたが、立ち止まった市民の皆さまから年金や健康保険のことなど、多くの質問や相談をいただき

ました。改めて日頃の業務がいかに幅広いものなのか痛感しました。

また、司法書士会や行政書士会等、他土業のブースと肩を並べることで市民の皆さまに社会保険労務士の専門業務について説明が容易となり周知活動ができたことも良かったと思います。業務説明をしながら日頃の業務を理解できたという「お土産」までいただき、優しい先輩方に囲まれた有意義な半日となりました。



— 必須研修会に参加 —

研修委員として!!

南予支部（研修委員会）末光勝幸



第1回の必須研修会が11月12日に、東京第一ホテル松山にて開催された。

最初に「職業倫理」について、研修委員会が担当することになっており、自分がプロジェクターを使って、講師を務めることになった。講師といっても読み上げるアナウンサー役みたいなものでありました。時間配分が多少気にはなったが、いい経験をさせてもらったと思っています。

「常に品位を保持すること」に始まる倫理を保持する義務は当然なことではありますが、社会が複雑化するにつれ、不本意

とか無作為に事件に巻き込まれるリスクもあります。しかし、何といたっても社会保険労務士法第一条を順守していく心構えを失ってはなりません。

メインの研修として、北浜法律事務所に所属される若手の村本浩弁護士の「最新の労働事件裁判例に学ぶ 顧問先へのその指導・それを守る就業規則の規定と解説」に移った。

「定額残業代」・「有期雇用に関わる最新裁判例」などについて詳しく解説があった。研修内容については、参加された会員が多く、逐次解説することもないと思いますが、厚生労働省の基準の不備も指摘され、「前項を更新する場合は通算三年を超えることはない」（有期雇用の契約期間満了時の取り扱い）実務的に大変有意義な研修でした。

村本弁護士は懇親会そして二次会にも参加してもらい、親睦を深めることができました。奥様は京都の男女雇用均等室に勤務され、現在育児休業中だとのこと。カラオケでは、我々も知らない愛媛のミカンを宣伝する歌まで披露して頂きました。今後のご活躍を応援しています。

— 労務リスクの炙り出し —

東予支部 宮内省三



平成26年11月12日（水）に平成26年度必須研修会が東京第一ホテルで開催されました。

テーマは、「職業倫理について」と「最新の労働事件裁判例に学ぶ顧問先への指導と就業規則の規定」についての講演でした。

「職業倫理について」は、最近 社労士を含め他士業に於いても倫理意識が希薄となり、不適切なアドバイスや不法行為・脱法行為に巻き込まれるケースが相次いでいる現状から、研修委員の末光勝幸先生より“社会保険労務士の倫理を保持する

しくみ」についてのナレーションによる講演がなされ、倫理意識を高める努力の重要性を再認識させられました。

次に本日の主テーマである「最新の労働事件裁判例に学ぶ顧問先への指導と就業規則の規定」について北浜法律事務所・外国法共同事業で弁護士をされている村本浩先生より、様々な労働事件（解雇・懲戒処分・雇い止め等）の裁判例を基に分析・検証し、多面的な角度から労務リスクを炙り出し「どのような対策・対応を講じていけば良いのか」、またその注意点について具体的な規定例を明示していただきながら、より実務に即した内容での講演を長時間に渡りしていただきました。

特に就業規則については、曖昧な規定例により高リスクに発展するケースがあることから具体的な文言による規定が必要な場合があること、また法改正や社会・労働環境の変化に伴い新たに発生する労務リスク等、こうした裁判例の情報も収集しながら就業規則の見直し・整備の重要性を強く感じた一日でした。

平成26年度年金相談実務者研修に参加して

中予支部 寺田宗平



平成26年10月13日、11月1日、9日、16日、22日の5日間で年金相談実務者研修が行われました。

研修の前に社会保険労務士研修システムを使用してeラーニングにより自習を行い、曖昧になっていた知識を整理することができ、研修に対するモチベーションを高めることにも繋がったと思います。

研修では、大中先生の指導の下で、年金制度及び年金相談実務についての学習を行い、年金相談の心構えや注意するポイントなども丁寧に教えていただき、相談実務になると、知識だけでなくコミュニケーションやテクニック等も身につけていく必要があると実感しました。また、どのようなことが苦情やトラブルになったのか等、例を挙げて説明していただき、実際にWM（ウィンドマシン）を使用したロールプレイを行い、年金相談業務のイメージをつかむこともでき、とても有意義な研修になりました。今後、研修を通じて得た知識等を実務に活かしていきたいと思います。

最後になりましたが、5回にわたり、研修の講師や準備をしてくださった先生方、社労士会の方々に厚くお礼を申し上げます。

自主研修会紹介

八幡浜社労士塾自主研修について

南予支部 三好研治

八幡浜社労士塾について紹介させていただきます。八幡浜社労士塾は大洲、八幡浜、西予地区で開業している社会保険労務士で構成されている自主研修会です。現在45回開催されています。

最近では、5月「退職願いと退職届の違いについて」7月「1か月単位の変形労働時間制について」9月「平成26年度年金改正のポイントについて」9月「キャリアアップ助成金について」をテーマとし、勉強いたしました。特に、平成26年度年金改正法のポイントにつきましては、松山から長生要人先生にお越しいただき、研修をしていただきました。年金が特に不得意な私にとっては大変役に立つ研修でした。

また、キャリアアップ助成金についても、既に助成金を申請されている先生の体験談をお聞かせいただき、わかりやすくポイントを解説していただきました。

自主研修会の後は、お決まりの懇親会となりますが、懇親会におきましても飲みながら先輩から仕事又人生における成功談、失敗談を楽しく聞くとができ大変勉強になっております。

今後も八幡浜社労士塾に参加し、自己研磨を図っていきたいと思います。

新人飛躍の会のご紹介

中予支部 安井 隆 悟

「新人飛躍の会」平成26年度統括責任者の安井です。

当会は平成22年10月、社労士登録して間もない平均年齢30歳代の若手社労士5名による任意の勉強会として発足しました。

当時は各自の実務経験を持ち寄り、討議することにより経験値のアップを図る。机上ではない実務での事例や情報を共有することによって「法令ではこうです」「専門書にはこうありました」という気持ちでの指導ではなく、はっきりと声に出して「私の経験ではこういう事例がありました」と事業主の前で話せる事例を共有し、信頼度、安心度を早期に身につけ「一日も早い勉強会からの退会を目指す！」を目標に活動していました。ちなみに当時の会の名称（仮称）は「食えない社労士からいち早く抜け出す会」でした（笑）

平成23年6月、自主研修会助成金規定に基づく団体としての承認申請に先立ち、名称を現在の「新人飛躍の会」に改称。現在会員は20歳代から40歳代前半までの12名となり、実務事例の共有はもとより、会員各位が外部で行うセミナーの予行演習（プレセミナー）を行い、他の会員からの指摘によってその質の向上を図る活動や、時には大先輩の先生をはじめ、一般労働組合の書記長や、認定司法書士の先生などをお招きしてご講義いただき、忌憚のない意見交換を行うことで、社労士を取り巻く様々な状況の理解に努めるなど、皆で意見を持ち寄り工夫しながら精力的な活動を行っています。

また、今年度は川崎先生のご尽力によりfacebookの「秘密のグループ」機能を活用した会員専用ページも完成しました。これにより会員各位が実務で直面している問題等を、いつでも他の会員に一斉質問出来るようになり、クライアントへのより適切な指導に活かせる他、より多くの事例を自分の問題と捉える経験が出来ることから、日々活発な意見交換が行われています。

これからも新人のための勉強会という会本来の位置づけを堅持し、新たに入会される会員の意見を積極的に取り入れること。全員に発表や質問の機会を与えることなど、少人数だからこそ出来る全員参加型の活動を基本に、会員の研鑽、発展に資する活動内容とするよう努めていきます。また新人の意見を取りまとめ、新人ならではの意見を県会上申することで県会運営の健全な発展に寄与するとともに、後進の自立の道を開くような仕組み作りも模索していきたいと考えています。

会員の皆様は大変優秀な方ばかり（私以外は。。。）で、毎回大きな刺激を受けています。勉強会は毎月1回程度、18時15分から松山市のコムズ会議室にて行っています。大きな夢や志を持った新人の皆様のご入会を、会員一同、心よりお待ちしております。一緒に頑張っていきましょう。



み
か
け
に
よ
欄

人生万事塞翁が馬

中予支部 成川 献次



今から溯ること30年以上前、大学を卒業し、京都の老舗呉服問屋に就職しました。反物を背負って一件一件売り歩いて行く、みたいなことはやらなかったのですが、地方の呉服店に卸していく営業をしておりました。着物を売る才能があった？ので、得意先が展示会をする時は、よく呼ばれて、口八丁手八丁で売っておりました。結婚をし3人の子供ができ順調な会社員生活を送っておりましたが、13年後、当時の不況の荒波にのみこまれ会社が倒産してしまいました。しばらくアルバイトで食いつないでいましたが、書店で社労士資格の本と出会い挑戦しようと独学で勉強していきました。2回目でなんとか合格し明るい未来が開けたと喜びました。

社労士になって13年。

事務指定講習が終り、意気揚々と平成13年12月1日に会員登録しました。しかし、そこで待っていたのは、厳しい現実でした。当然のことですが、お客さんもなし、お金もなし。自分では得意と思っていた飛び込み訪問を必死でしていましたが、ほとんど相手にされませんでした。今ふり返ると顧問契約をしてもらいたい一心で一方的に営業トークをしていたような感じがします。専門知識もない上に、お客さんにとってどのようなメリットがあるのか、お客さんにとって有益な情報はどのようなものかなど、お客さんの立場でものを考えるということができていませんでしたし、気持ちの余裕がなかったこともあって、結果は惨憺たるものでした。しかし、2件の会社が興味を示してくださってそれからずっとお世話になってきた、それが、私のスタートになりました。

ちょうどその時期に、個別労働関係紛争解決促進法が制定され、その関係で労働基準監督署の相談員を2年間させていただきました。相談者からのヒヤリング、行政の対応、現場における法律の適用等、その時の経験が社労士としての自覚と自信になってのではないかと考えております。その後、顧問先からの紹介や営業で少しずつお客さんが増えていき、なんとか商売ができるようになりました。

人生万事塞翁が馬といいますが、調子のいい時でも悪い時でも一生懸命に取り組んでおれば、誰か見ていてくれることを実感しております。

今ふり返ると、すべてのことが自分にとって必要な経験であったと思います。支えてくださったすべての方々に感謝しながら、今後も努力していきたいと思います。

いつか、クラシック音楽が響く部屋でワイングラスを傾けながら静かに本を読む、みたいな絵になるようなことをしてみたいなあ～と想っている今日このごろです。(無理か～)

み け よ
か に 欄

喜色満『麺』!

中予支部 川崎孝文

私は、昔からラーメンが大好きで、サラリーマンをしているときからいつも昼食はラーメンでした。社労士になってからは活動の範囲が広がったことでますますラーメンに熱を上げるようになり、今では年間150回以上食べていると思います。

仕事で県外に行くことがあるとまずはインターネットで地元のラーメンを探すことから始め、地方の名物そっちのけでラーメンを食べ歩いています。

さて、ラーメン好きを名乗っていると必ず聞かれるのが「一番おいしいのはどこか」ということですが、これに対する答えは残念ながらありません。ラーメンほど人の好みによって好き嫌いの分かれるものはないので、私がおいしいと思うラーメンが必ずしも他の方にとってもそうであるとは限らないからです。ですから私はいつも、「どんなラーメンが食べたいか」聞き返すようにしています。これによって相手の好みを把握し、出来るだけその人に合ったお店を紹介するようにしているのです。

今日もきっとどこかのラーメン屋にいると思います。もし私を見かけたら気軽に声をかけてください。



愛媛県特定最低賃金改正のお知らせ

	1時間	発行年月日
① パルプ、紙製造業最低賃金	810円	26. 12. 25
② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	820円	26. 12. 25
③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	792円	26. 12. 25
④ 船舶製造・修理業、船舶機関製造業最低賃金	830円	26. 12. 25
⑤ 各種商品小売業最低賃金	725円	26. 12. 25

(注) 上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。詳しくは下記へ

◆愛媛労働局ホームページ

<http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

◆詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250)

新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151)

今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560)

八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750)

宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655)

愛媛県最低賃金

H26/10/12~

680円

愛媛労働局総務部労働保険徴収室からのお知らせ

労働保険料等の口座振替納付について

労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）について、現在、金融機関や労働局等の窓口で納付いただいている方々の利便性を高めるため、口座振替により納付いただけるようになりました。

口座振替納付のメリット

- ・ 金融機関等の窓口で納付の都度出向くことなく、労働保険料等の納付ができます。
- ・ 口座振替の手続きを一度行えば、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ・ 納付期限を気にすることなく、自動的に労働保険料等の納付が行えます。（ただし、残高不足により振替不能となることのないようご注意ください。）

留意点

- ・ 口座振替利用による手数料はかかりません。
- ・ 口座振替の申込み手続きが完了された方は、年度更新申告書の提出が金融機関の窓口でできなくなります。（労働局・労働基準監督署に郵送又は、窓口での提出をお願いします。）
- ・ 申込をされた時期によっては、ご希望の納期の振替が間に合わない場合があります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
申込み締切日 (金融機関の窓口あて)	2月25日頃	8月14日頃	10月11日頃	1月7日頃

平成27年における申込み締切日は、まだ決まっておりません。

申込方法

申込用紙（「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」）を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

※申込用紙は、厚生労働省ホームページ及び労働局にも備えております。

※口座名義と事業場名が相違している場合、同意書（任意様式）の添付が必要となります。

取扱金融機関

全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合でご利用になれます。

なお、一部の金融機関においては、現在、取扱いがない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

振替納付日

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
口座振替納付日	9月6日頃	11月14日頃	2月14日頃	3月31日頃
【参考】口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	1月31日	3月31日

平成27年度の口座振替納付日は、まだ決まっておりません。

申込み用紙の入手及び取扱金融機関の確認には、厚生労働省ホームページをご活用ください。

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

また、電子申請、電子納付についてもご活用ください。

受託先事業場において、全期分または各期分を、一括で納付が困難な場合におきましては、指定納期までに完納できるよう分割した納付書を作成することもできますので、個別事案として事業場を管轄する労働基準監督署または愛媛労働局労働保険徴収室まで連絡ください。

愛媛労働局労働基準部健康安全課からのお知らせ

労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）

・・・平成26年12月1日から一部施行に・・・

愛媛労働局

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための改正。

次の1～7のうち、5と6が平成26年12月1日に施行されました。

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施 ……平成28年6月までに施行予定

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

2. ストレスチェック及び面接指導の実施 ……平成27年12月1日 施行

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者¹に義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

3. 受動喫煙防止措置の努力義務 ……平成27年6月1日 施行

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応 ……平成27年6月1日 施行

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるとする。
（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

5. 第88条第1項に基づく届出の廃止 ……★平成26年12月1日施行

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

6. 電動ファン付呼吸用保護具の型式検定 ……★平成26年12月1日施行

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

7. 外国に立地する検査機関の登録 ……平成27年6月1日 施行

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるとする。

5. 第88条第1項に基づく計画届の廃止

H26.12.1施行

○規模の大きい工場等※で、建設物、機械等の設置・移転等（生産ライン等の新設・変更）を行う場合の事前届出（第88条1項）を廃止。

※ 届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上の事業場

現行	施行後
<p>機械等の事前届出規制</p> <p>①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出</p> <p>②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出</p> <p>③大規模建設工事は事前届出</p> <p>④一定規模以上の建設工事は事前届出</p>	<p>機械等の事前届出規制</p> <p>廃止</p> <p>②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出</p> <p>③大規模建設工事は事前届出</p> <p>④一定規模以上の建設工事は事前届出</p>

→ 現状維持

6. 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

H26.12.1施行

○電動ファン付き呼吸用保護具を法別表第2（第42条関係）、法別表第4（第44条の2関係）に追加する。 これにより、譲渡の制限の対象及び型式検定の対象となる。

電動ファン付き呼吸用保護具は、特に粉じん濃度が高くなるおそれがある次の作業での使用が義務付けられている。

- 粉じん障害防止規則：ずい道の建設の作業のうち、コンクリートを吹き付ける場所における作業など
- 石綿障害予防規則：吹き付けられた石綿の除去の作業
- 特定化学物質障害予防規則：インジウム化合物を製造し又は取り扱う作業（作業環境測定の結果で濃度が一定以上のもの）

電動ファン付き呼吸用保護具とは
(Powered Air Purifying Respirator (PAPR))

主に電動ファン、ろ過材、面体から構成され、環境空気中の有害物質を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。面体内が陽圧になることが特徴。



譲渡制限、型式検定とは

(譲渡等の制限について)
法第42条において、別表第2に掲げる機械等で政令で定めるものについて、その種類に応じて、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡、貸与、設置をしてはならないこととされている。

(型式検定について)
法第44条の2において、法第42条の機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）のうち、法別表第4に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録型式検定機関）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならないこととされている。

新居浜社会保険労務士会旅行記

東予支部 石川 季代乃

新居浜社会保険労務士会では、会が設立された昭和51年から毎年1回、研修旅行に出かけています。今年の研修旅行は、平成4年度の天候不順等で中止になった1回を除き実に、34回目の旅行です。この長く続く研修旅行に、昨年からは私も参加させて頂いています

昨年の研修旅行帰りに、来年は京都に行きたいと女性陣で意見がまとまり、今年京都へ。バスを借り切った旅行なので、普段あまり話す機会のない先生と、色々な会話ができるのが、この旅行の魅力の一つです。

今年の中での会話は、仕事の話に始まり、政治の話や、ふるさと納税の話に花が咲きました。結構、ふるさと納税をされている先生がいてびっくりしました。(ちなみに、ふるさと納税のオススメは新潟のお米でした。)

バスが京都に入り、最初の目的地の大原三千院に近づくにつれ、話題は『祇園精舎の鐘の声 諸行無常の響きあり 沙羅双樹の花の色 盛者必衰の理を顕す・・・』平家物語に詠われるように、まさに波乱の人生を歩まれた建礼門院徳子の話になりました。バスの中で歴史の勉強をした後、わらべ地蔵が首をかしげる苔寺でマイナスイオンをたっぷり浴び日頃のストレスから開放されリフレッシュしました。

1日目は、この後ホテルに入り、夕食までの間しばし自由時間。私は、時間があったら寄ってみたかった本屋さん「恵文社一乗寺店」へ。叡山電鉄に乗りちょっとした小旅行気分を味わいながら着いたものの、店内に滞在できる時間が実に20分程度しかなく、慌てて店内を見て回りました。

その後は、夕食を取るために祇園へ。メンバーのほとんどが初体験となる舞妓さんと芸子さんをお茶屋遊びを体験しました。女性陣は、舞妓さんを質問攻めにし、男性陣は写真をパチパチ撮っていて普段とはまた違った一面を垣間見ました。

2日目、私が学生時代住んでいた懐かしの七条通りにある三十三間堂で拝観したあと、南に下り金色に輝く宇治平等院を拝観。10円玉と同じ建物にお決まりの10円玉と見比べもしました。

帰りの車中は、「舞妓Haaaaan!!!」のDVDを鑑賞しながら、京都の余韻に浸りつつ帰路に着きました。

さて、来年はどこに行けるか今から楽しみです。



南予支部厚生事業(忘年会)を終えて

南予支部 大西 崇文



12月5日(金)、内子町五十崎に在る「いろり庵博多」にて南予支部の忘年会が行われました。五十崎駅からも程近く、少し山を登った中腹にあります。

毎年この季節になると、心が躍り、忘年会が待ち遠しい自分なのですが、今回の「いろり庵博多」は素晴らしいお店でした。日本庭園が広がり、国道56号線の喧騒からは想像もつかない様な静けさと優雅さがありました。デートスポットには最適かもしれません。(笑)

また、玄関には、恵比寿様がおられ、日々の疲れをねぎらうように南予支部の一行を迎えて下さいました。

さて、県会の各支部の忘年会のなかでも、一番盛り上がるのは南予支部ではないかと個人的に思っています。

“仕事のやり方、お酒との付き合い方、恋愛論!?!?”

毎年、尽きることのない様々な話題で大盛り上がりです。

お刺身、茶碗蒸し、鍋、・・・料理が次々と運ばれ、冷え切った体が温まり、顔も好い色になりながら、先輩方から様々な話を伺いました。特に印象深かったのは“社労士の歴史”や“若手だった頃”の話でした。

今でこそ個人・法人問わず社労士と伝えれば、

“この手続きどうすれば良いの?”

“ワシ、いくら年金もらえるんやろか?”と非常に頼りにしていただけます。

そして、そのようなことが自分自身ふつうだと思っていました。

しかし、先輩方が登録された頃や若手社労士だった頃は全く様相を異にしていたことを知りました。

先輩方が信頼を築き、そして、その信頼がたくさんの人々への社労士という仕事への認知へと繋がったのだと思いました。

忘年会は“忘”れる“年”と書きますが、若手社労士にとっては先輩方の積み上げてきた一年一年の経験を学ばせていただく機会だと思います。

来年もまた一年で一番美味しいお酒を笑顔で飲めるように頑張っていきたいです。



開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士 賠償責任保険

加入の
ご案内

(社会保険労務士賠償責任保険)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

この保険 は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

平成26年7月1日現在

全国で **14,608** 名の
開業社会保険労務士が

加入!

保険に加入したことで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると思う方からご好評をいただいております。

保険期間は平成26年12月1日午後4時から
平成27年12月1日午後4時までの1年間です。
毎月中途加入(毎月10日締切、翌月1日補償開始)も受け付けております。

●ご希望の方へはパンフレットをお送りしますので、ご所属の都道府県会事務局までご連絡ください。

全国社会保険労務士会連合会

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はご加入後に加入者証とともにお送り致します保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問合せ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課：広域法人部法人第三課

〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

2014年9月作成 14-T-05901

●●●●● **社労士親睦ゴルフ** ●●●●●

第159回コンペ

平成26年10月16日(木)
サンセットヒルズC・C/晴



順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	深田 俊夫	東予	103	37	66
2位	宮部 義久	中予	101	35	66
3位	三好 秀子	中予	111	41	70

※ 同ネットの場合 年齢順 参加人数11名

第161回コンペ

平成26年12月4日(木)
チサンカントリークラブ北条



順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	近藤 等	事務局	96	19	77
2位	佐伯 広政	東予	99	20	79
3位	小浦 佳子	中予	116	36	80

※ 同ネットの場合 年齢順 参加人数11名

第160回コンペ

平成26年11月6日(木)
北条カントリー倶楽部/晴後くもり



順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	宮部 義久	中予	94	28	66
2位	花山 勝	中予	87	16	71
3位	田坂 信雄	東予	94	20	74

※ 同ネットの場合 年齢順 参加人数7名

平成27年開催予定表

回数	年月日	場所
162回	H27. 3.17(火)	未定
香川県 ゴルフ交流戦	H27. 4	香川県
163回	H27. 5.19(火)	未定
164回	H27. 7.16(木)	//
165回	H27. 9.15(火)	(取切戦) //
中四国地域 協議会親善 ゴルフコンペ	H27.10. 10(土) (予定)	
166回	H27.11.17(火)	未定
167回	H27.12. 3(木)	//

～退職金の悩み中退共で解決しませんか～

「確かな未来」が会社を変える。

中退共
CHU-TAI-KYO

で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 解散継続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくは
ホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

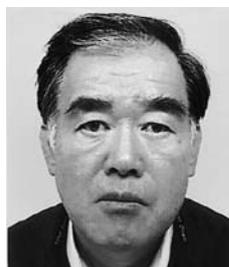
独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

新 入 会 員 紹 介



【氏名】
原井川 勉
【支部】
南 予
【年齢・血液型】
41歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
行政書士資格取得後、社労士資格が関連のある資格と思い、取得しました。
- ② 自己紹介
バイクの免許を取得し、時間があればゴルフの打ちっ放しに行ったりしています。少しずつ趣味ができてきたので色々な事に挑戦してみたいです。
- ③ 今後の抱負
経験が少ないので、一歩ずつ努力したいと思います。
- ④ 会への意見・要望
慣れない事ばかりですので御指導よろしくお願ひします。



【氏名】
森 岡 義 広
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
61歳 O型
【開業／勤務／その他】
その他

- ① 社会保険労務士となった動機
50歳で金融機関を退職した時、今後はこの資格の取得ししないと決めた。
- ② 自己紹介
松山生まれの松山育ち。(4年間は四国中央市)行動は自然体で、いたって温厚。酒をこよなく愛し、人を憎まず。好きな言葉は「聞くは一時の恥、知らぬは一生の恥」。
- ③ 今後の抱負
将来は、年金の専門分野で、世の中に還元をしていきたいしお客様の「ありがとう」の一言にシビレたい。
- ④ 会への意見・要望
研修自体もニーズの細分化に対応していくような時代に入っています。教える方は準備等により大変ですが、教わる方と「学ぶ」を共有にしていけば、確実にレベルアップができると思う。



【氏名】
白 石 かおり
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
42歳 O型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
長く働いていく上で、私にとってこの資格が一番やりがいを感じながら働くことができそうだと考えたので。
- ② 自己紹介
現在、松山労働基準監督署で総合労働相談員として勤務しています。趣味はジョギングです。いつかはフルマラソンに出場してみたいなあと思いつつ楽しみながら走っています。
- ③ 今後の抱負
逃げずに、ブレずに仕事に向き合っていきたい。
- ④ 会への意見・要望
会に入会し、諸先輩方に教えを仰ぎながら成長して行ければと思っています。宜しくお願ひします。



【氏名】
越 智 博
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
48歳 O型
【開業／勤務／その他】
その他

- ① 社会保険労務士となった動機
将来に行いたいことがあるため、その準備を始めようと思います。
- ② 自己紹介
企業の経理マンですので会計、財務は得意です。
- ③ 今後の抱負
社労士の業務について勉強していきます。
- ④ 会への意見・要望
よろしくお願ひします。



【氏名】
かわ た あき お
川 田 秋 雄
【支部】
東 予
【年齢・血液型】
65歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
日本年金機構発足前の社会保険事務所の相談員として、窓口で年金手続きや年金記録照会などの顧客相談に携わり、この経験を社会貢献という形で活かしたいと思いました。
- ② 自己紹介
元々、理系出身で、電子機器の開発・設計をしていましたが、四国に来てからは、人事・労務・経理等の担当期間の方が長くなりました。しかし、どんな仕事でもやってみると面白いことに出会えた気がします。
- ③ 今後の抱負
周りの人に迷惑をかけないように気を遣いながら、日々知識を深め、少しでも世の中のお役に立つように努めて行きたいと思えます。
- ④ 会への意見・要望
今後とも、ご教示のほど、よろしく願いいたします。



【氏名】
き はら けんじろう
木 原 健 二 郎
【支部】
東 予
【年齢・血液型】
38歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
税理士してお客さんの相談に乗っていると、社会保険関係の話になるとときがあります。その時に知識も資格もないので相談には乗れない旨を伝えたときには、たいていお客さんは残念な表情をします。こういうときに、社会保険労務士の知識や資格があればなと思ったのが勉強のきっかけでした。勉強をするうちに、資格を取りたいという思いが強くなり、社会保険労務士試験を受験するようになりました。
- ② 自己紹介
税理士の業務が主で、その業務に付随する行政機関等への申請業務を行政書士として行っています。趣味は、テニスなど屋外で体を動かすことで、先日のサイクリングしまなみは大三島コース 111 キロを自転車でなんとか完走できました。
- ③ 今後の抱負
税理士・行政書士としての資格や知識を活かし、社会保険労務士の業務を行っていきたいとは思っています。社会保険労務士としては、新人ですので、少しでも早く仕事を覚えていきたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
会の発展にとって貢献できるよう、できる限り協力させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



【氏名】
やま もと よみ よ
山 本 文 代
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
45歳 A型
【開業／勤務／その他】
勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
実父が2年程前、脳梗塞で倒れ、介護の為、仕事を辞めることを覚悟。しかし、幸いにも奇跡的に回復。それまでは資格の為の勉強は思い付いた時にしようと思っていた私は、「勉強はいつでも出来ることではない」ことを思い知り、父の回復を見届け、一念発起した次第です。
- ② 自己紹介
毎日その日の仕事を終え、日常の生活がいつも通りに過ごせることへの感謝をしつつ、ほっとしながら湯船に浸かる時間で、その日の疲れと気負いを拭き落とし、入浴後の晩酌タイムを明日への活力の源としてこよなく愛している人間です。
- ③ 今後の抱負
これまで出逢った方々は勿論のこと、これから関わってくださる未来の方々、皆様のひとつひとつの案件に対して、ただただ一心に誠実に向き合い、都度のベストな成果をお届け出来るよう、ひたすらに更なる経験と勉強を重ねて参りたいと思っております。何卒、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。
- ④ 会への意見・要望
これまで日々、陰・日なたとなって支えていただいております。この機会をお借りして心より感謝申し上げます。今後もまたご迷惑をかけ、お世話になることと思いますが、色々とお教えいただけますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



【氏名】
ふじ たら ぶん ろく
藤 原 文 六
【支部】
東 予
【年齢・血液型】
58歳 A型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
永く経営に尽力して来た会社を去る（平成25年10月）決意をした時、自分の知識と経験を活かして自分らしく生きられる道は社会保険労務士だと思い立ち、受験に挑みました。
- ② 自己紹介
私は、職業人として、様々な個人・中小企業の税務に関わる仕事からスタートし、その後は2つの中小企業の経営に携わり、35年余りを経て、再び新たな道へ踏み出しました。趣味と言えものは無く、今はシーズンなのでNFLの衛星放送が細やかな楽しみです。
- ③ 今後の抱負
社会保険労務士としての能力を向上させていくと共に、多くの方との出会い、自分の人柄や中小企業経営の経験などの業務に関わる特長・個性を知って頂けるように努めたい。
- ④ 会への意見・要望
宜しく御指導下さい。また、私ではお役に立つ機会が有れば随時御紹介願います。

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お知らせ

<平成27年度通常総会のお知らせ>

日時 平成27年6月12日(金)

場所 東京第一ホテル松山

<研修会のお知らせ>

2月4日(水) 倫理研修 (受講対象者に案内済)

2月17日(火) 新人研修

3月7日(土) 総合労働相談所研修

3月19日(木) 第2回必須研修

会員数一覧表

平成27年1月1日現在

〈個人会員〉		東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	76	155	25	256	
法人の社員	3	12	0	15	
勤務	13	26	6	45	
その他	1	25	2	28	
合計	93	218	33	344	

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	2	5	0	7
合計	2	5	0	7

編集後記

あけましておめでとうございます。

今年はひつじのように穏やかで災害のない一年になりますように。

昨年はアベノミクスも道半ば、効果が下々にまではまだ届いていないのではないかといった1年でした。今年こそ少しは景気回復の実感を味わいたいものです。

今年も、総務委員会へのご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 (F)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横本 恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社